

令和4年 第1回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和4年3月18日(金)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 総務部長兼北方領土対策本部長
 総務部次長兼行政局長、改革推進課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 指定管理者制度について</p> <p>(一) 指定管理者業務の評価と指定について</p> <p>今定例会には33カ所の指定管理者の指定が提案されており、一般質問において、制度導入時から同一の指定管理者は、提案されている33カ所中28カ所であることが明らかになりました。指定管理者の指定に際し、道は指定管理者の業務内容等を誰が評価し、指定を行うのか伺います。</p> <p>また、サービス提供者を幅広く求め、複数の申請者から事業計画を提出させることが望ましいと考えているのか。また、利用者住民からの評価を踏まえる必要もあると考えているのか、それぞれ伺います。</p> <p>(二) 利用者の反映について</p> <p>建設部所管の道営住宅指定管理者において、道営住宅自治会との間で施設運営上の問題が発生しながら、1年以上も問題が解決されず、団地運営に支障が出る事態が発生していると私どもの会派に住民の方から相談が寄せられました。</p> <p>国は、指定管理者の指定にあたって、利用者や住民からの評価等を踏まえ、住民サービスを効果的、効率的に提供するため選定を行うことと通達を出しています。国からの通知が正しく履行されていない実態が明らかになり、早期の是正が必要と考えます。制度運用にあたって、利用者住民からの評価を踏まえる手続きを厳格に行うべきと思いますが、いかがか伺います。</p> <p>ただ今の答弁で、利用者満足度調査あるいは随時モニタリング、苦情対応の把握をしているということでありました。ところが道営住宅の指定管理者の利用者満足度調査は、入居者の10%しか対象にしておりません。道営住宅ですから、全入居者にアンケートをとろうと思っただけなら簡単にはずななんです。まとめてポストありますから。ところが10%しか最初から対象にしていない。私は幅広く意見を聞くということから改めて検討する必要があるのではないかと考えております。</p>	<p>(改革推進課長)</p> <p>指定管理者の選定についてであります。申請者から提出のありました業務計画書について、選定委員会の各委員が、審査項目及び配点に基づき、それぞれ評価した上で、選定委員会として候補者を選定しているものでございます。</p> <p>また、指定管理者制度は、公募に応じた事業者が、公平・公正な条件のもとに競争することで公共サービスの質の向上に繋げることを目的としており、多くの方々に参加していただくことで、制度の目的をより一層達成できるものと考えております。</p> <p>なお、サービス水準の維持向上を図るため、利用者満足度調査などのモニタリングを実施し、調査の結果、業務が適切に行われていないと判断した場合は、指定を取り消すことができることとしておりまして、利用者の評価も反映される仕組みとなっております。</p> <p>(改革推進課長)</p> <p>指定管理者の評価についてであります。指定管理者が提供するサービスの維持向上を図るため、道及び指定管理者は、随時又は定期に、サービス水準の把握・評価を行うこととしており、年1回の利用者満足度調査のほか、随時モニタリングにより、利用者からの苦情対応状況の把握などを行っているところであります。</p> <p>これらの調査等の結果、業務が適切に行われていないと判断した場合は、道として、必要な指導助言を行うほか、指定管理に関する条例に基づく指示、指示に応じない場合の負担金の減額、業務停止命令、指定の取消といった措置を順次取ることにより、指定管理者による適切な業務執行を担保しております。</p> <p>なお、こうした手続の結果、指定を取り消された管理者は、申請者の欠格事項に該当することとなり、取消の日から4年間を経過するまで、指定管理者の候補者として選定又は、指定管理者として指定してはならないとしておりまして、今後とも、こうした評価を行いながら、指定管理者制度の適切な運用に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 選定委員に定められる役割について さらに、一般質問において、職員と選定委員との関係、選定委員の選任について議論となりました。 選定委員はどのような目的と基準で選任されますか。 選定委員には公正さと不正を許さない健全性が求められると考えますがいかがですか、伺います。</p> <p>選定委員について、施設の経営管理の能力等について、今答弁がありました。私はそういう能力は、選定委員というよりも指定管理者、その事業を行う事業者そのものには求められますけれども、選定委員に不可欠なことは、公正さ、不正を許さない厳格性、そういったことではないかと思えます。○や×をつけたメールを送られてくる、そういうことがありましたが、明らかにこういった不正な働きかけを受けた場合、それを断固拒否して、告発することで再発防止をすることなど、私は選定委員に宣誓書の提出などを求めるということも有効であると考えます。</p> <p>(四) 選定委員の利害関係について ネイパルの選定委員には、道教委の事業を受託した委員が選定されていると、選定委員になっているという問題が明らかになりました。また、私どもの調査では、指定管理に直接関係する事業を請け負った会社の役員が選定委員に選任されている事例が確認されました。これは道営住宅の例ですけれども、道営住宅内の一部の施設を選定委員の方が設計していると。これは申請者と直接の利害関係ということではないですが、しかし、業務とあまりにも関連が強すぎる。私はそう思います。こういった事例がありましたけれども、こうした実態を道として把握していますか。 また、他の指定管理者選定委員にこのような指定管理業務との利害関係者はいませんか。道庁、道教委から仕事をもらっているものはいませんか、伺います。</p> <p>ただ今の答弁で、選定事務に関わる職員と選定委員の関係で、利害関係のある者が知事部局で1名、教育庁で1名いるということでありました。しかし、条例、規則等には違反するものではないということでもあります。</p>	<p>(改革推進課長) 選定委員の役割についてであります。選定委員会は、申請者から提出された業務計画書を審査し、最も優れた提案をした申請者を指定管理者の候補者として選定するものでありますことから、その委員は、当該施設の設置目的に関する分野の専門家や施設の経営管理について高い見識を有する民間企業の職員、施設の計画的な維持管理の専門家等を選任することとしておりますほか、選定の公正性、公平性を担保するため、指定手続等に関する条例において、選定委員本人、委員の配偶者又は三親等以内の親族が申請者と利害関係を有する場合には、審議から除外する旨の規定を設けております。</p> <p>また、総務部が定める公募要項例において、申請者等から選定委員への働きかけを一切禁止しているとともに、不正の情報が寄せられた場合には、選定手続を中止することを定めており、申請者に対しても、こうしたルールを周知することで、選定手続の公正性や公平性の確保を図っているところでございます。</p> <p>(改革推進課長) 選定委員との利害関係についてであります。道では、職員の利害関係者の範囲を倫理規則で定めており、今回、公募を行った施設について、倫理規則で定めます選定事務の担当者やその意思決定に関わる職員と選定委員との利害関係の有無を調査したところ、知事部局及び教育庁において、それぞれ1名該当する委員が確認されたところでございます。</p> <p>なお、職員と利害関係を有する者が、選定委員会の委員となることを規制はしていないところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 選定委員制度の見直しについて 選定委員が申請者と利害関係が有する場合のみ審査手続から除外する旨の規定を設けているものと承知しております。しかし、道の業務を受注した業者が選定委員となって、指定管理者を選定するという事で、本当に透明性や公正性を確保できるのか大いに疑念が残るところであります。 道庁、道教委から仕事をもらっている業者は、道庁や道教委に付度して、モノを言えない関係になっているということが考えられます。 選定委員に選任できないように規定を見直し、道民から疑念を抱かれない規定へと変えることが必要ではありませんか、お答えください。</p> <p>【指摘】 選定委員の選任手続について、見直しに触れた答弁が出されました。確実に実行するように指摘します。</p> <p>(六) 指定管理費の積算について 一般質問で、指定管理者への債務負担行為限度額が、道営住宅では導入時の10億5千万円から15億6千万円と5億1千万円増加している一方で、道営住宅以外では導入時の24億4千万円から23億4千万円へと約1億円減少となっているという答弁でありました。 公共工事設計労務単価で9年連続して上昇しているということを参考にいたしますと、指定管理費が適切に積算されているのかということ、疑問が残るところであります。 指定管理費の積算はどのように行われていますか。引き下げが人件費の抑制や官製ワーキングプアの発生に結びついているのではありませんか、見解を伺います。</p> <p>(七) 適正な委託費設定について 指定管理者における人件費で公契約制度の導入ということが各地で広がっております。 適正な委託費が適正な賃金につながると考えますけれども、ご見解を伺います。</p>	<p>(総務部次長兼行政局長) 選定委員の選任についてでございますけれども、現在の制度におきましては、選定委員の専門性の確保の観点から、施設の設置目的に関連する分野の専門家など、選定事務を担う職員の利害関係となりうる団体の役員等の選任も想定しており、職員と利害関係を有する者が、選定委員となることを規制しておりませんが、今後、第三者による調査委員会の追加調査等を踏まえ、指定管理者選定委員の選任手続などについて、見直しが必要な場合にあっては、対応してまいります。</p> <p>(改革推進課長) 指定管理業務費の積算についてであります。指定管理業務積算基準に基づき施設毎に必要な額を積算しており、各々積算した人件費、物品費等、業務管理費及び一般管理費等の総額から、利用料金収入見込額を控除したものに消費税を乗じることとしております。 なお、人件費に関しては、給料手当又は賃金の単価は、市場価格から乖離しない範囲内において、業務内容や地域性等を勘案し、施設ごとに決定するとしておりまして、社会経済情勢の変化を反映した積算となっております。 また、道と指定管理者が締結する協定書において、労働基準法や最低賃金法といった労働関係法令等を明示し、法令遵守について、双方で確認しているほか、労働条件の実態については、指定管理者に対し、年に一度、道への雇用状況の報告を義務づけており、賃金や労働時間などの現況を把握しているところでございます。</p> <p>(改革推進課長) 人件費についてであります。市場価格から乖離しない範囲内において、業務内容や地域性等を勘案し、積算することとしているほか、指定管理者に対し、年に一度、道への雇用状況の報告を義務づけ、その内容を確認しており、適正な賃金支給となっているものと認識しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(八) 指定管理者制度の見直しについて</p> <p>現状で適正な賃金支給になっているという答弁をそのまま受け止めることはできません。指定管理制度が非正規雇用とワーキングプアの温床となっているからであります。</p> <p>一例を挙げて申し上げますが、30代の女性が働いて、14歳と17歳の子どもがいるという場合、札幌では家賃込みの生活保護基準は25万1千円で時給換算すると1,426円になります。指定管理者の賃金はもっと低いでしょう。家族構成によっては、生活保護基準以下になるということでもあります。だから適正賃金とは言い切れないということでもあります。</p> <p>指定管理者の在り方について知事は一般質問で「見直しが必要な場合にあっては適宜対応する」と答弁し、現時点では見直しの必要性については言及されませんでした。</p> <p>これまでの制度の見直しでは、ネイパルに係わる悪質な不正行為を防げなかった、天下りと関係する今回の不正について真摯に受け止め、指定管理者制度そのものの見直しを図るべきではありませんか、お答えください。</p> <p>【総括保留事項】</p> <p>ただいまの質問中、天下りの問題にも触れましたけれども、指定管理者問題について、知事に伺いたいと思いますので、委員長の取りはからいをお願いいたします。</p>	<p>(総務部長兼北方領土対策本部長)</p> <p>再発防止策についてでございますが、現在、第三者による調査委員会の追加調査が予定され、不適正な事務を行った職員の動機や背景なども含め全体像について更なる調査が行われるものであり、この調査結果を踏まえ、指定手続を定めた運用指針の改正など、指定管理者選定手続における公正、公平、透明性の確保がなされるよう必要な対応を講じてまいります。</p>